

(1) 地域公共交通確保維持事業

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援

補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



<補助対象経費算定方法>

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

○ 補助率

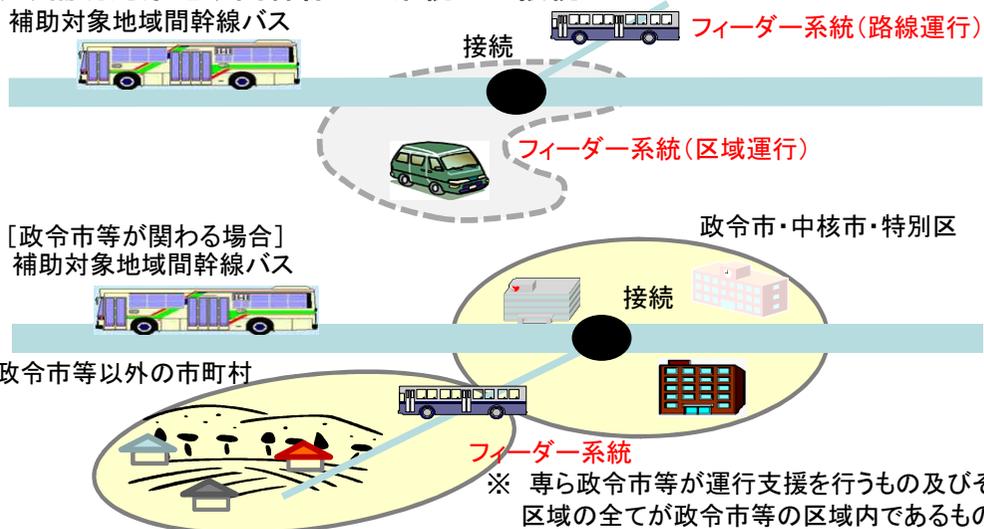
1/2

○ 主な補助要件

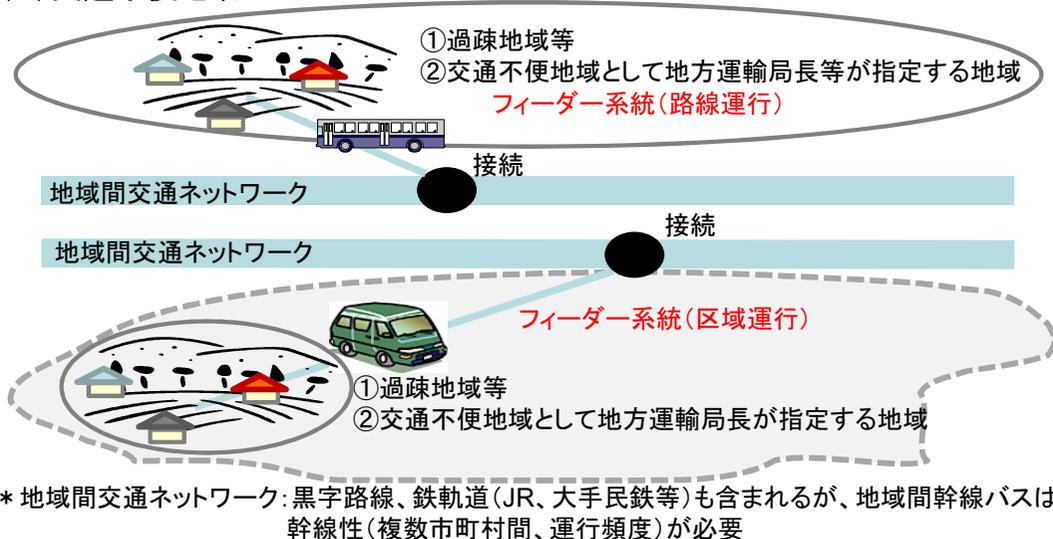
- ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が1人/1便以上であること
(定時定路線型の場合に限る。)
- ・経常赤字が見込まれること

補助対象システムのイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続

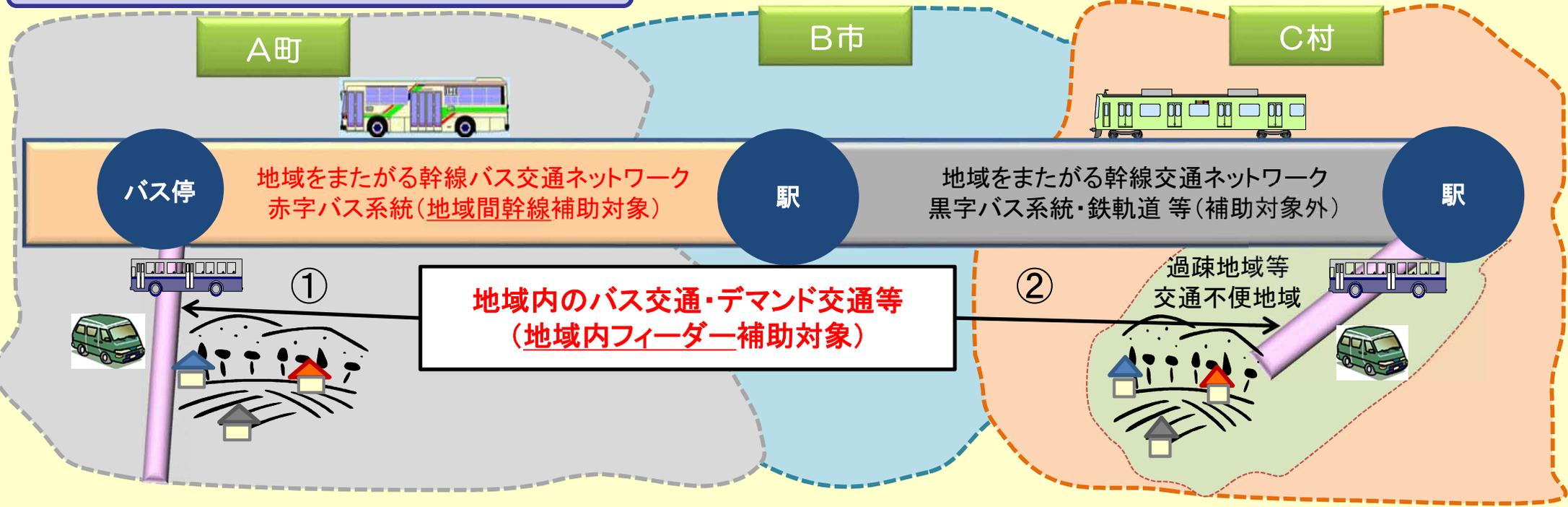


(2) 交通不便地域



補助対象となるフィーダー系統のイメージ

補助対象となるバス交通のイメージ



地域内フィーダー補助における接続性要件

①補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統であること。(政令指定都市、中核市及び特別区が専らその運行を支援するもの及びその運行区域のすべてが政令指定都市等の区域内であるものを除く。)

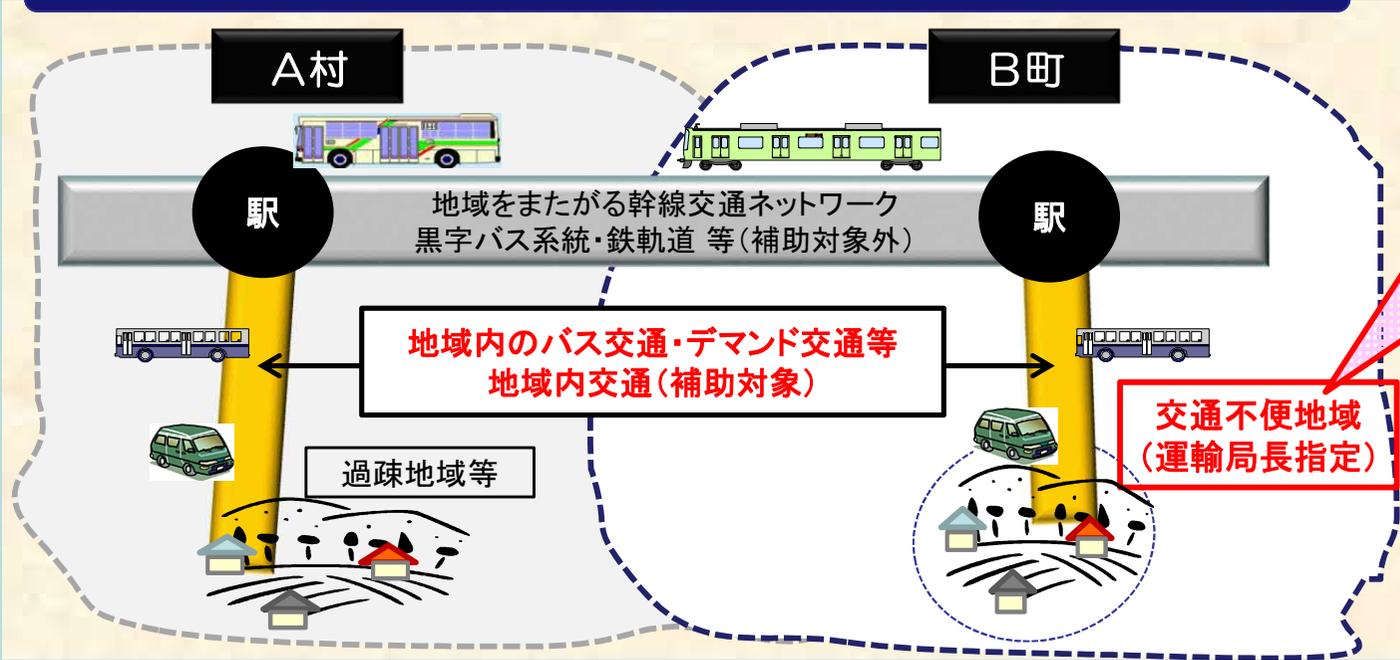
※「フィーダー系統」とはバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワークと接続する系統をいう。この場合の、「接続」とは、バス停留所相互又はバス停留所と駅、海港又は空港との近接・共有、乗り継ぎに適したダイヤの設定、乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。

②法律に基づく過疎地域等又は地方運輸局長等が指定する交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること。

※「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統、鉄軌道路線、内航旅客船航路及び国内定期航空路をいう。この場合において、「地域間幹線バス系統」とは、複数市町村(ただし、平成13年3月31日における市町村の状態に応じたもの。)にまたがる平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものであるとする。

○「交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域【交付要綱別表7「補助事業の基準」ロ②(2)】」の指定については、地域の様々な実情に応じて柔軟に指定することができます。

交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統



Point

地域の実情に応じて運輸局長指定

- ・高低差の大きい郊外団地
- ・川により分断されている地域
- ・サービスレベルが極めて低い 等

交付要綱の別表7「補助事業の基準」ロ②(2)の規定に示す「半径1キロメートル以内のバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港に存しない集落、市街地」は、あくまで指定理由の一つの例示

交通不便地域の指定期間 <実施要領2.(1)⑭>

市町村協議会等からの申請に基づく地方運輸局長等による交通不便地域の指定については、当初の指定以降に交通不便地域エリアの拡大・縮小などの変更がない限り、平成28事業年度末まで、継続して指定されたものとみなすこととする。
 平成29事業年度以降については、5事業年度を1つの単位として、上記と同様に取り扱うこととし、市町村協議会等は、引き続き交通不便地域の指定が必要な場合、再度、交通不便地域指定の申請を行い、地方運輸局長等による交通不便地域の指定を受けることとする。
 なお、地方運輸局長等は、適宜、指定した交通不便地域の状況を調査し、明らかに交通不便地域の状況が改善され、その後の継続指定の必要がないと判断される場合には、速やかに当該交通不便地域の指定を解除することとする。